

令和元年12月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 30件

令和元年度補正予算 ----- 6件
条例その他議案 ----- 21件
報告議案 ----- 3件

1 令和元年度補正予算 ----- 6件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	2,755,640千円	472,625,923千円
特別会計	282,000千円	298,323,602千円
企業会計	165,939千円	19,115,632千円

2 条例その他議案 ----- 21件

条例議案 ----- 5件
その他議案 ----- 16件

3 報告議案 ----- 3件

専決処分報告 ----- 3件

令和元年 12 月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 4 号 令和元年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 7 号 高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案
- 第 8 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例議案
- 第 11 号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 令和 2 年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 13 号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 14 号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第 15 号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 18 号 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 県有財産（高知新港港湾関連用地）の処分に関する議案
- 第 24 号 国道 439 号防災・安全交付金（大木絆第一橋）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 25 号 県道川之江大豊線道路災害復旧工事請負契約の締結に関する議案
- 第 26 号 国道 493 号道路災害関連（小島トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 27 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案

○ 報 告

- 報第 1 号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告
- 報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

令和元年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 7 号 高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案

(公園下水道課)

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、高知県流域下水道事業を設置し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の一部を適用することとしようとするもの

第 8 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額の改定（3.10月→3.15月）をする等必要な改正をしようとするもの

第 9 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、教職員・福利課、警務課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和元年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額並びに職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の額の改定をしようとするもの

第 10 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例議案

(農産物マーケティング戦略課、水産流通課)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）の施行による卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部改正を考慮し、地方卸売市場の認定制度の創設に伴う当該認定の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収するとともに、その必要性が失われた高知県卸売市場審議会条例及び高知県卸売市場条例を廃止しようとするもの

第 11 号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案

(建築指導課)

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、二級建築士及び木造建築士の免許に係る手数料並びに二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に係る手数料の額を改定する等必要な改正をしようとするもの

第 12 号 令和2年度当せん金付証券の発売総額に関する議案

(財政課)

令和2年度において、全国自治宝くじ及び西日本宝くじの共同発売に本県も参加するため、この発売総額について、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 13 号 高知県立交通安全子どもセンターの指定管理者の指定に関する議案

(県民生活・男女共同参画課)

高知県立交通安全子どもセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立交通安全子どもセンター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市比島町二丁目7番17号
一般社団法人オフィスポラリス
- (3) 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第 14 号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案

(スポーツ課)

高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市春野町芳原2485番地
公益財団法人高知県スポーツ振興財団
- (3) 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第 15 号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案

(林業環境政策課)

高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立森林研修センター情報交流館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香美市土佐山田町大平80番地
情報交流館ネットワーク
- (3) 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第 16 号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案

(林業環境政策課)

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立甫喜ヶ峰森林公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市伊勢崎町8番24号
一般社団法人高知県山林協会
- (3) 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第 17 号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案

(公園下水道課)

高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立室戸広域公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園
- (3) 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第 18 号 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定に関する議案

（公園下水道課）

高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 施設の名称
高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）
- （2） 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
幡多郡黒潮町浮鞭3573番地5
特定非営利活動法人NPO砂浜美術館
- （3） 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第 19 号 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定に関する議案

（公園下水道課）

高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 施設の名称
高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）
- （2） 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
四万十市不破出来島2058番地20
公益財団法人四万十市公園管理公社
- （3） 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第 20 号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案

（港湾・海岸課）

高知港係留施設等の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 施設の名称
高知港係留施設等
- （2） 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市仁井田字新港4700番地
高知ファズ株式会社
- （3） 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第 21 号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案

(生涯学習課)

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立香北青少年の家
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香美市香北町美良布1211番地
株式会社香北ふるさとみらい
- (3) 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第 22 号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案

(生涯学習課)

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
特定非営利活動法人高知県青年会館
- (3) 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第 23 号 県有財産（高知新港港湾関連用地）の処分に関する議案

(港湾・海岸課)

高知新港港湾関連用地の分譲用地を予定金額395,733,126円以内で処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 処分する土地の所在
高知市仁井田字新港4712番3
- (2) 面積
27,868.53平方メートル以内

第 24 号 国道439号防災・安全交付金（大木絆第一橋）工事請負契約の締結に関する議案

（土木政策課）

国道439号防災・安全交付金（大木絆第一橋）工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 工事名
国道439号防災・安全交付金（大木絆第一橋）工事
- （2） 契約の方法
一般競争入札
- （3） 契約金額
905,239,500円
- （4） 契約の相手方
大阪府大阪市中央区瓦町四丁目3番7号
横河・鉄建特定建設工事共同企業体
- （5） 完成期限
令和5年3月17日

第 25 号 県道川之江大豊線道路災害復旧工事請負契約の締結に関する議案

（防災砂防課）

県道川之江大豊線道路災害復旧工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 工事名
県道川之江大豊線道路災害復旧工事
- （2） 契約の方法
一般競争入札
- （3） 契約金額
1,070,696,000円
- （4） 契約の相手方
高知市九反田5番8号
新進・大谷・大石特定建設工事共同企業体
- （5） 完成期限
令和4年3月25日

第 26 号 国道493号道路災害関連（小島トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

（土木政策課）

国道493号道路災害関連（小島トンネル）工事は、一般競争入札により、契約金額2,767,660,920円（当初契約金額2,821,716,000円）で、香川県高松市番町三丁目8番11号西松・関西・東山・大宮特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和2年2月28日を完成期限として施行中であるが、残土処理場を工事現場の近隣で確保することができたこと及びトンネル掘削の結果を受けて支保構造を見直した事等に伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	（変更前）		（変更後）
契約金額の変更	2,767,660,920円	→	2,438,397,000円

第 27 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案

（公園下水道課）

浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事は、随意契約により、契約金額1,099,543,000円（当初契約金額859,000,000円）で、東京都文京区湯島二丁目31番27号地方共同法人日本下水道事業団と委託契約（協定）を締結し、令和2年3月31日を完成期限（当初完成期限平成31年3月29日）として施行中であるが、消化槽の附帯工事に係る保温パネルの納入が製造工場の火災等のために遅れており、その時期が未確定であることから、附帯工事部分を当該委託契約（協定）から分離することに伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の委託契約（協定）の一部を変更する契約（協定）を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	（変更前）		（変更後）
契約金額の変更	1,099,543,000円	→	948,543,000円

報第 1 号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告

(県立病院課)

損害賠償額の決定に伴う経費について急施を要したため専決処分をしたもの

報第 2 号 高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告

(水産政策課)

平成5年8月12日に室戸市室戸岬町5865番地5盛本信徳に対し貸し付けた沿岸漁業改善資金について、債務者からの償還が平成27年2月24日を最後に滞り、償還金残高493,000円及び元金償還の延滞に係る違約金342,164円が償還されないため、同人及びその連帯保証人2名に対して、令和元年10月8日に安芸簡易裁判所に支払督促の申立てを行い、同月18日に支払督促が発せられたところ、連帯保証人のうち1名から当該支払督促に対し異議の申立てがあり、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により訴訟に移行することとなり、当該訴訟への移行に伴う補正命令に係る補正期限が同年11月12日であったことから、訴えの提起について専決処分を行ったもの

報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

(県立病院課)

平成28年12月、高知県立あき総合病院において、腹痛を訴えて受診した患者に対し、CT撮影により肺がんの可能性が指摘されていたものの精査等を行わず、平成30年11月、再度受診した際に腫瘍が増大している肺がんを確認し、入院治療を行ったものの、平成31年3月、状態が悪化して、転院先で死亡した事故については、県において損害賠償を要し、かつ、早期にこれを行わなければならないと認められたので、慰謝料、葬儀料等について適正額を算出し、その金額を損害賠償金として支払ったもの

下水道事業をめぐる国の動向

①下水道事業に対する公営企業会計適用の要請

【骨太の方針2014】

公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進

【平成27年1月27日付け総務大臣通知】

地方公営企業法を適用していない公営企業について、同法の全部又は一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計への移行を推進

- 集中取組期間 平成27年度～平成31年度
- 重点事業 下水道事業及び簡易水道事業
*都道府県及び人口3万人以上の団体 ― 期間内に公営企業会計へ移行
- 移行経費に対する地方財政措置 公営企業債(充当率100%)
※元利償還金に対して普通交付税措置

②下水道施設等の整備に係る交付金の要件化

【平成30年4月6日付け国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課長通知】

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付に当たって、平成32年度末までに人口3万人以上の地方公共団体については公営企業会計を適用することを平成33年度以降の交付要件とする。

流域下水道事業への地方公営企業法の適用

流域下水道事業に地方公営企業法の規定の一部(財務規定等)を適用(令和2年4月1日から)

【適用の理由】

- ・公営企業会計適用による「経営状況の見える化」の必要性
- ・国の下水道事業に対する公営企業会計適用の要請、下水道施設等の整備に係る交付金の要件化
- ・全部適用、一部適用を庁内検討会議で比較検討した結果、一般行政部門(市町村指導業務)と一体的な業務が可能となること
移行に係る事務負担が全部適用と比べて少ないこと などにより一部適用が妥当

参考:地方公営企業法の全部適用・一部適用の比較(抜粋)

項目	全部適用	一部適用
定義(適用条項)	地方公営企業法の全てを適用 ◆組織 ◆財務 ◆職員 など	地方公営企業法のうち、◆財務及び ◆総則 ◆雑則の財務に係るものを適用
組織	管理者	職員人事、契約、会計事務など地方公営企業の業務全般の権限を有する管理者を設置
	職員の身分	企業職員として、一般行政職員と区別(地方公営企業法・地方公営企業労働関係法の適用)

条例制定の理由

地方公営企業法の適用に当たっては、地方公営企業の設置等に関して条例の定めが必要

地方公営企業法(抜粋)

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 略

2 略

3 地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。
(地方公営企業の設置)

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

※ 地方公営企業法上、水道(簡易水道除く)、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス事業は全部適用。
病院事業は同法の財務規定等を適用。下水道を含むその他の事業は条例で全部又は一部の適用が可能。

条例の主な内容等

1 主な内容

- (1) 流域下水道事業に財務規定等を適用すること。(第2条)
- (2) 予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ等とすること。(第4条)
- (3) 業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とすること。(第5条)
- (4) 負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,000万円以上のものについては、議会の議決を要すること。(第6条)
- (5) 業務状況説明書類の作成について定めること。(第7条)

2 施行期日 令和2年4月1日

参考:他都道府県の適用状況 ※流域下水道の無い5県除く。

全部適用:5都府県(宮城県、埼玉県、東京都、京都府、広島県、全て適用済み)
一部適用:37道府県(高知県含む、適用済み9府県、令和2年度適用開始予定28道県)

《条例議案の概要》

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和元年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額並びに職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の額の改定をしようとするものである。

2 対象条例

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (4) 公立学校職員の給与に関する条例
- (5) 警察職員の給与に関する条例

3 主要な内容

(1) 給料表

初任給を中心とした若年層の給料月額を改定（平均0.12%引上げ）。

(2) 期末手当及び勤勉手当

- ・一般職員の年間支給月数を4.15月から4.20月とする。（+0.05月）

区 分		6月期	12月期	合 計
現 行		期末手当 1.275月 勤勉手当 0.80月 計 2.075月	期末手当 1.275月 勤勉手当 0.80月 計 2.075月	期末手当 2.55月 勤勉手当 1.60月 計 4.15月
改 正 後	令和元年度	期末手当 1.275月 勤勉手当 0.80月 計 2.075月	期末手当 1.275月 勤勉手当 <u>0.85月</u> 計 <u>2.125月</u>	期末手当 2.55月 勤勉手当 <u>1.65月</u> 計 <u>4.20月</u>
	令和2年度 以降	期末手当 1.275月 勤勉手当 <u>0.825月</u> 計 <u>2.10月</u>	期末手当 1.275月 勤勉手当 <u>0.825月</u> 計 <u>2.10月</u>	期末手当 2.55月 勤勉手当 <u>1.65月</u> 計 <u>4.20月</u>

(注) 特定幹部職員に係る各支給月の勤勉手当の支給月数は、それぞれ期末手当から0.2月を振り替えたものとなる。

- ・再任用職員 2.175月 → 2.20月（+0.025月）
- ・特定任期付職員及び任期付研究員 3.14月 → 3.18月（+0.04月）

4 施行期日等

公布の日から施行し、3の(1)は平成31年4月1日から、3の(2)の令和元年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは令和元年12月1日から適用する。ただし、3の(2)の令和2年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは令和2年4月1日から施行する。

卸売市場法の一部改正について

法改正のねらい（令和2年6月21日施行）

- ・市場の実態に応じ、多様化する食品流通や消費者ニーズ等への対応
- ・公正な取引環境の確保と卸売市場を含む食品流通の合理化を一体的に促進

【改正卸売市場法の主なポイント】

○地方卸売市場開設の許認可制から認定制への移行

- ・公正な取引の場として「市場」を認定
- ・併せて、地方卸売市場の面積要件を廃止するなどの措置を実施

○市場ごとのルール（遵守事項）設定が可能に

- ・市場ごとの実態に応じた形で取引に関する事項を任意設定

【法改正に伴う県条例の対応】

法改正に伴い、次の項目について対応が必要

- ①高知県手数料徴収条例の一部改正（認定手数料の設定）
- ②高知県卸売市場条例の廃止（許可手数料の廃止を含む）
- ③高知県卸売市場審議会条例の廃止

①高知県手数料徴収条例の一部改正

地方卸売市場について、「認定」制度が創設されることに伴い、認定手数料を新設するもの。

●認定手数料

8,300円（ただし、現行制度による許可を得ているものが認定申請をする場合は、5,100円）

※ 改正法の経過措置により、事前申請が可能とされている。

〈参考〉手数料の設定の考え方

- ・現行制度に比べ、手続及び申請書類が簡素化され、審査に係る時間の短縮を考慮し算出。（実勢価格による）
- ・既設市場が認定申請を行う場合については、審査項目を一部省略できるため減額。
- ・四国平均は、既設市場：5,033円、新設市場：8,575円

②高知県卸売市場条例の廃止

卸売市場の認定に必要な手続等について、全て改正卸売市場法及び関係政省令に規定され、開設手続等を定めた現行の高知県卸売市場条例が不要となるため廃止するもの。

③高知県卸売市場審議会条例の廃止

現行卸売市場法第71条に設置根拠があり、この条項に基づき高知県卸売審議会条例を定めているが、法第71条が削除されることにより、設置根拠を失うこととなるため条例を廃止する。

施行期日

①は、公布の日

②及び③は、令和2年6月21日（改正卸売市場法の施行日）

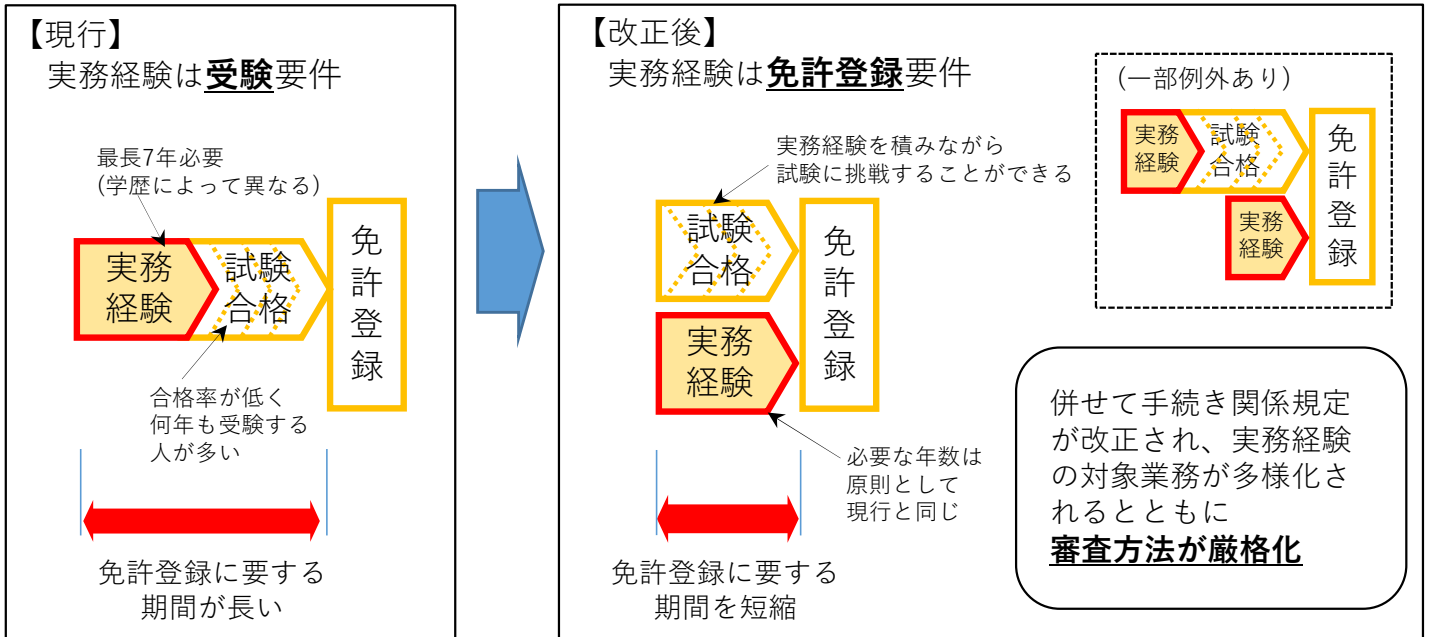
高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案

建築指導課

● 建築士法の改正

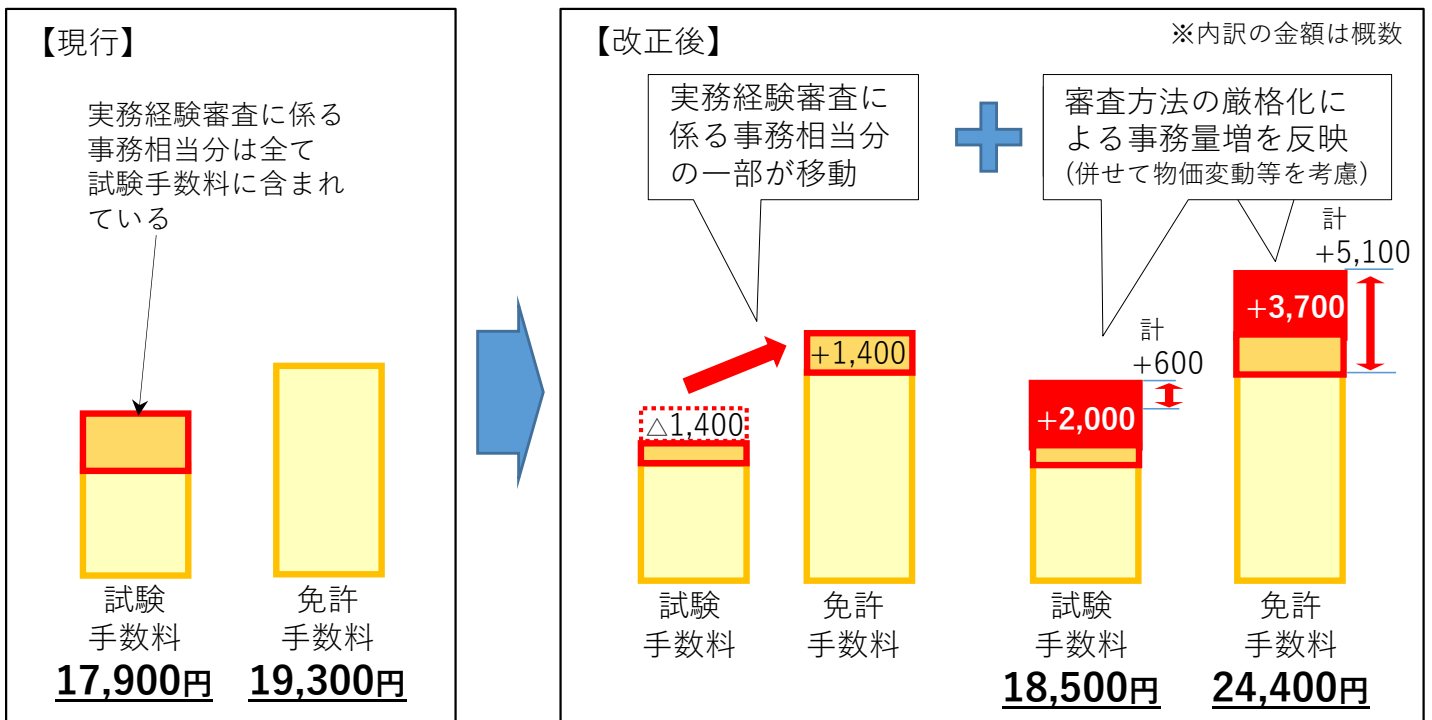
二級・木造建築士の受験・登録に係る規定の改正（令和2年3月1日施行）

受験者数の急減や受験年齢の高年齢化が進み、建築士人材の確保が困難化していることから、若手建築士の確保等を目的に免許登録に要する期間を短縮



● 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正

二級・木造建築士の受験・登録に係る手数料標準額の改正（令和2年3月1日施行）



◆ 高知県建築士法施行条例の改正

【現行】

試験手数料
17,900円

免許手数料
19,300円

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、二級・木造建築士の受験・登録に係る手数料額を改正
(令和2年3月1日施行)

【改正後】

試験手数料
18,500円

免許手数料
24,400円

県有財産（高知新港港湾関連用地）の処分に関する議案について

令和元年11月
港湾・海岸課、港湾振興課

高知新港 分譲用地図



<分譲面積>

総分譲地	13.44ha
売却済み	3.99ha(H13売却)
貸付中	2.92ha
今回分譲	2.78ha
未分譲地	3.75ha

令和元年度 12月補正予算（案）の概要

経済の活性化



教育の充実と子育て支援



台風第19号等による被害への迅速な対応



令和元年12月
高知県総務部財政課

1. 5つの基本政策の加速

276百万円
(債務負担行為額 1,134百万円)

(1) 経済の活性化

- ◆ **フジドリームエアラインズ（FDA）高知-神戸路線の新規就航**に伴い、運航経費等の一部を支援
- ◆ よさこいを活用してインバウンド観光を促進するため、「**プレミアムよさこいin東京2020**」の開催を支援
- ◆ 県内の工業団地等に**立地する企業に対して補助**を追加

(2) 日本一の健康長寿県づくり

- ◆ **地域包括ケアシステムの構築**に向け、ICTを活用した**地域医療介護情報ネットワークの普及**を促進

(3) 教育の充実と子育て支援

- ◆ **嶺北高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化**に向けた施設の整備を支援

など

2. 台風第19号等による被害への迅速な対応

1,865百万円

- ◆ 漁港施設、海岸施設などの**公共施設の迅速な復旧**に向けた対策を実施

3. その他

615百万円
(債務負担行為額 2,897百万円)

- ◆ 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る環境影響評価を実施
- ◆ 来年4月に開設するまんが王国・土佐情報発信拠点「**高知まんがBASE**」の管理運営等を実施
- ◆ 県有施設（県民体育館など13施設）の指定管理者による管理運営業務に係る債務負担行為を設定
- ◆ 人件費の補正（人事委員会勧告に伴う給与改定等による増）

など

12月補正予算（案）の全体像

歳入

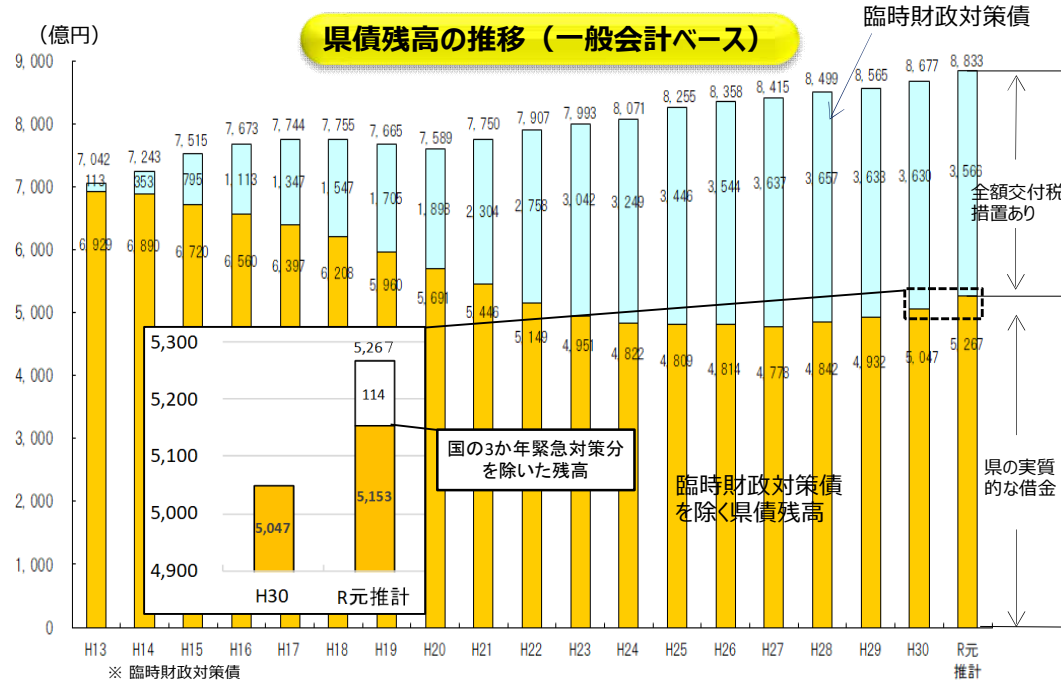
区分	令和元年度			前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	308,957,055	780,996	309,738,051	312,376,252	△ 0.8
県税	66,929,728		66,929,728	65,929,509	1.5
地方消費税清算金	27,838,010		27,838,010	27,082,375	2.8
地方譲与税	14,183,490		14,183,490	13,215,000	7.3
地方交付税等 ^(ア+イ)	186,217,639	780,996	186,998,635	189,366,183	△ 1.3
（うち地方交付税）ア	(171,515,639)	(780,996)	(172,296,635)	(170,075,183)	(1.3)
（うち臨時財政対策債）イ	(14,702,000)		(14,702,000)	(19,291,000)	(△ 23.8)
財調基金取崩	2,332,213		2,332,213	3,321,218	△ 29.8
その他	11,455,975		11,455,975	13,461,967	△ 14.9
(2) 特定財源	160,913,228	1,974,644	162,887,872	170,233,594	△ 4.3
国庫支出金	73,548,590	1,022,274	74,570,864	78,763,186	△ 5.3
県債 ^工	57,851,000	848,000	58,699,000	62,005,400	△ 5.3
（うち行政改革推進債・退職手当債） ^オ	(6,000,000)		(6,000,000)	(7,000,000)	△ 14.3
減債基金（ルール外分）等 ^カ	6,660,990		6,660,990	6,904,989	△ 3.5
その他	22,852,648	104,370	22,957,018	22,560,019	1.8
総計(1)+(2)	469,870,283	2,755,640	472,625,923	482,609,846	△ 2.1

県債計 ^(イ+工) 再掲	72,553,000	848,000	73,401,000	81,296,400	△ 9.7
財源不足額 ^(カ+オ) 再掲	14,993,203		14,993,203	17,226,207	△ 13.0

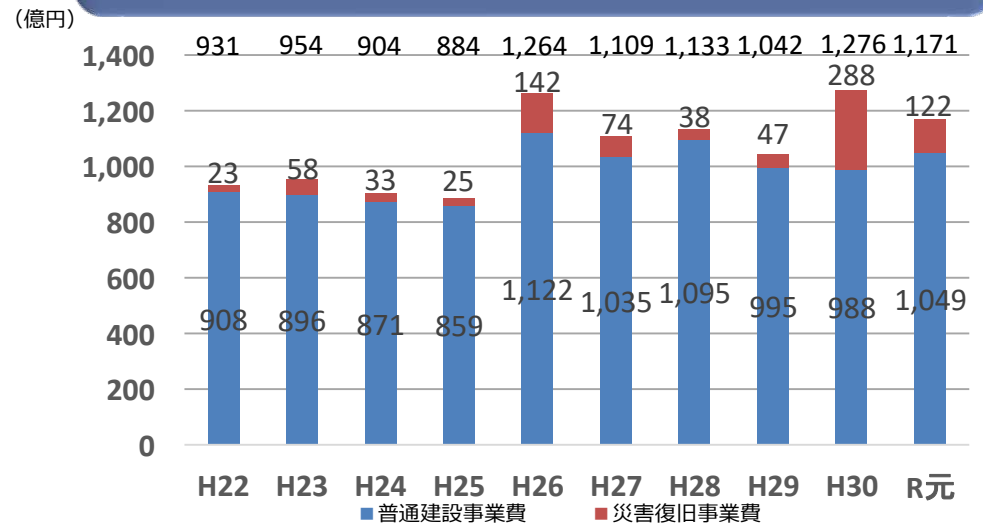
歳出

区分	令和元年度			前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	354,856,999	681,518	355,538,517	355,053,807	0.1
人件費	114,126,016	519,000	114,645,016	116,771,099	△ 1.8
（うち退職手当を除く）	(102,330,672)	(519,000)	(102,849,672)	(103,674,105)	(△ 0.8)
扶助費	12,302,757	34,741	12,337,498	12,582,514	△ 1.9
公債費	65,855,830		65,855,830	67,796,159	△ 2.9
その他	162,572,396	127,777	162,700,173	157,904,035	3.0
(2) 投資的経費	115,013,284	2,074,122	117,087,406	127,556,039	△ 8.2
普通建設事業費	104,523,489	355,942	104,879,431	98,799,038	6.2
補助事業費	71,412,507	212,238	71,624,745	64,445,872	11.1
単独事業費	33,110,982	143,704	33,254,686	34,353,166	△ 3.2
災害復旧事業費	10,489,795	1,718,180	12,207,975	28,757,001	△ 57.5
総計(1)+(2)	469,870,283	2,755,640	472,625,923	482,609,846	△ 2.1

県債残高の推移（一般会計ベース）



投資的経費 12月補正後予算の推移



－ 主要な事業の概要 －

主要事業の概要

○経済の活性化

- ・フジドリームエアラインズ（F D A）高知～神戸路線の新規就航に伴う支援 P 4
- ・プレミアムよさこいin東京2020の開催 P 5
- ・県内立地企業への支援 P 6

○日本一の健康長寿県づくり

- ・ICTを活用した地域医療介護情報ネットワークの普及促進 P 7

○教育の充実と子育て支援

- ・嶺北高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化 P 8

○台風第19号等による被害への迅速な対応

P 9

○その他

- ・「新たな管理型最終処分場」の整備に係る環境影響評価の実施 P 10

その他の主な事業

P 11

指定管理者による県有施設の管理運営委託

P 12 3

目的 FDA高知～神戸路線の就航に伴う航空ネットワークの拡充によって、県民の利便性向上と交流人口の拡大による県経済の発展に寄与

高知～神戸路線の就航

関西圏 **3** 路線目の開設

令和元年12月20日 新規就航



就航によるメリット

移動手段
の多様化

関西圏との
交流拡大

県民の
利便性向上

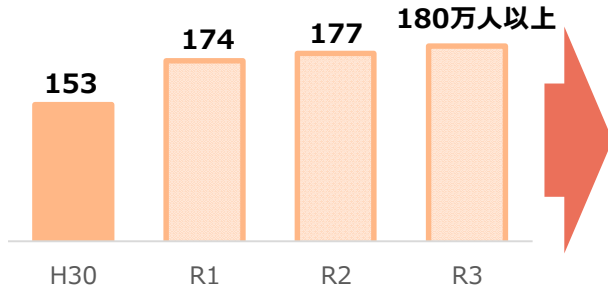
- 観光・帰省などでの利用
- 国内旅行の多様化
- 地産外商の促進

観光客の
増加

- 新たな観光客の創出
(神戸市人口 約152万人)
- リピーターの確保
- 関西方面や他空港からの乗り継ぎによる外国人旅行者等の誘客への期待

高知龍馬空港の利用者数（目標値）

※R1以降は高知龍馬空港・航空NW成長戦略検討会議の目標値



高知～神戸路線の就航により
新たな需要を創出し、
更なる利用者数の増加を実現

年間利用者数 約7万人
(84席×搭乗率60%×2往復(4便)×365日)

県経済への高い波及効果を期待

年間利用者数	県外観光客総消費額	県外観光客経済波及効果
約7万人	約1.41億円/年	約2.16億円/年

※ 団体旅客（観光目的）による波及効果を試算。その他に、個人手配やビジネス利用等による波及効果も想定される。

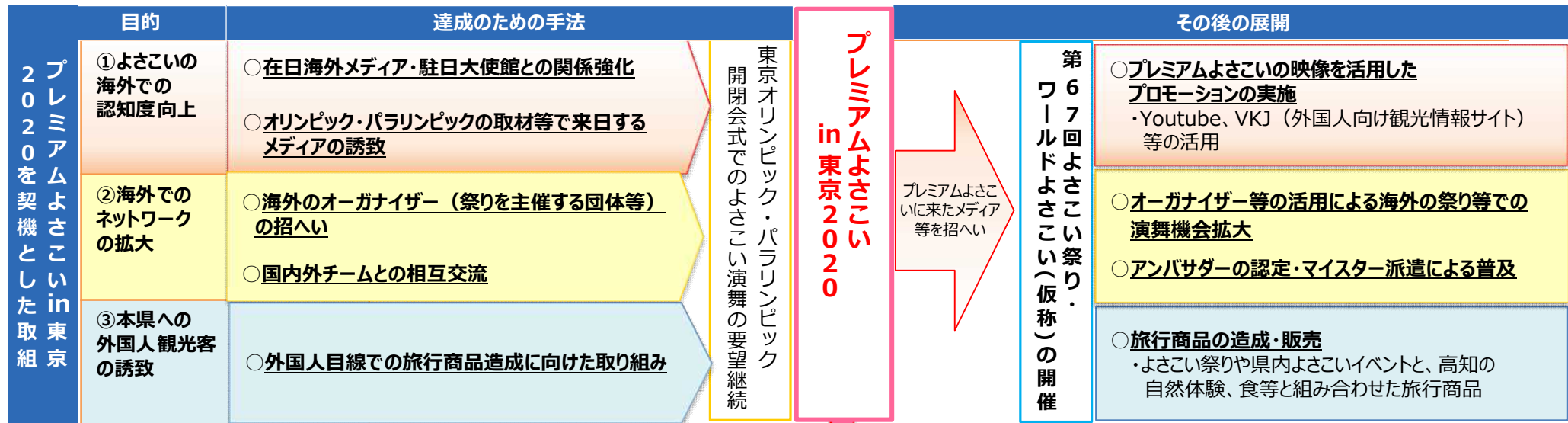
令和元年 12月補正 予算額及び内訳

①航空路線維持対策事業費補助金	9,954千円
路線の運航経費(着陸料・航行援助施設利用料)に対する補助	
②航空路線利用促進事業費補助金	5,000千円
航空会社が実施する路線のPR事業に対する補助	
③航空路線利用促進事業委託料	2,500千円
県による路線の認知度の向上を図るための事業を実施(空港振興・環境整備支援機構からの助成金を活用)	

高知～神戸路線の定着を目指す

目的

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年（R2年）は、海外から多くのアスリートやメディア、観光客が訪れ、**世界中が日本に注目**する
- 多数の海外メディアが集まる開催地東京で、全国のよさこいが集結し、国内外に向けプロモーションを展開することで、「よさこい」及び「**高知の地**」の海外での認知度向上を図る
 - よさこいの海外でのネットワークの拡大を図り、外国人観光客の誘致にもつなげる



プレミアムよさこいin東京2020の概要

【事業のポイント】

- ・オリンピック・パラリンピックで海外から多くのメディアが訪れる東京で開催することで、**よさこいと高知の認知度の向上に寄与**する。
- ・オーガナイザー等の招へいにより、**海外でのよさこい人口の拡充やよさこい演舞を披露する機会の拡大**を図る。
- ・観光PRブースを設置して本県の観光情報等の発信や旅行商品をPRすることで、**外国人観光客の誘致**に繋げる。

会場：新宿住友ビル三角広場（東京都）

踊り子：25チーム約850名（海外中継含む）

開催日：2020年（R2年）7月5日（日）

来場者：2,000人以上

ターゲット：1.訪日海外メディア

プログラム内容

- 2.在日大使館関係者・在日海外メディア及びオーガナイザー等
- 3.訪日観光客、よさこいファン

- 1.原点のよさこい演舞の披露
- 2.日本の伝統芸能等とのコラボレーション
- 3.海外文化と融合した演舞の披露
- 4.著名人や世界中の踊り子が参加する総踊り 等

令和元年12月補正の概要

2020よさこいで応援プロジェクト事業費補助金

補助対象経費：2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会が行うイベントの実施に対する経費（開催及び広報）

予算額：8,840千円（債務負担行為：39,646千円）
（うち県負担割合：2/3、高知市負担割合：1/3）

交付先：2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会

補助率：定額

※2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会

H29.3月：実行委員会設立 27都府県、69団体参画

R元.10月：37都道府県、92団体に拡大

製造業及び事務系企業の立地を支援

12月補正予算額【債務負担行為】432,051千円

○企業立地促進事業費補助金等【債務負担行為】432,051千円

事業概要

本県経済の活性化と雇用機会の拡大を図るため、工場の新増設を行う製造業や新たに立地する事務系企業等に対し、土地及び建物、機械装置等の取得に要する経費の一定割合を補助する。

〈補助先〉企業立地促進要綱に基づく指定企業
〈補助対象経費及び補助率〉

	補助対象経費	補助率
製造業	土地及び建物、償却資産(※)の取得費 (※)機械装置、車両運搬具、工具器具備品等	10% ~25%
	雇用奨励金	定額
コールセンター等	土地及び建物、償却資産(※)の取得費・リース費、通信費	20% ~50%
	雇用奨励金	定額

12月補正の内容

・当初の見込みを上回る支援件数（9社）が見込まれることから、当初予算が不足するため、補助金交付に必要な予算を増額する。

これまでの取組の成果

- ・産業振興計画がスタートしたH21から**72社**の事業に対して支援し、**2,624人**(フル操業時)の雇用を創出見込み。
- ・本補助制度を活用した工場等の製造品等出荷額の増加は**538億円**(フル操業時)が見込まれており、産業振興計画の目標(製造品等出荷額等6,000億円(R元)等)達成に向けて大きく貢献。



水産加工施設等整備の支援

12月補正予算額 89,704千円

○水産加工施設等整備事業費補助金 89,704千円

事業概要

水産業クラスターの中核となる、水産加工施設等の整備を総合的に支援するため、土地取得、建物及びその附属設備の整備等に要する経費(約17億4,600万円)の一定割合を補助する。

〈補助先〉宿毛市
〈補助対象経費及び補助率〉

補助内容(補助要件)	補助率	交付時期
基礎(投下固定資産額5,000万円以上等)	15%	R元年9月30日 支出済 349,203千円
基本加算(新たに土地を取得し、施設を整備等)	5%	
基本加算(県内新規雇用者15名以上等)	5%	R元年度 交付予定 (12月補正)
雇用奨励金(対象となる新規雇用者1名当たり100万円)		
特別加算(輸出入出荷額10億円以上等)	10%~ 20%	R3年度 交付予定

〈補助予定総額〉575,455千円(R元~R3(予定))

12月補正の内容

- ・基本加算(県内新規雇用者15名以上等)及び雇用奨励金の要件が、令和元年9月30日をもって達成されたため、R2年度交付予定であった補助金を前倒して交付する。

今後の予定

R3年度交付予定 123,952千円
※特別加算(輸出促進)要件達成後



目的

医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報をICTを活用して共有できるシステムである「高知あんしんネット」に、より多くの事業者や県民の皆様に参加していただくことで、各地域の医療・介護・福祉等の地域資源を切れ目のないネットワークでつなぐ、地域包括ケアシステムの構築を加速化させる

高知あんしんネット

「高知あんしんネット」は、患者本人の同意のもと、電子カルテやレセプト等の情報を自動で収集し、参加する医療機関等が双方向で情報を閲覧することができるネットワークシステムであり、R元年度10月から本稼働している。

○システムを利用するメリット

- 事業者
 - ・紹介、逆紹介時のスムーズな情報連携が可能
 - ・多職種との情報連携により適切なサービスの提供が可能
- 患者
 - ・検査や投薬の重複防止による医療費の削減
 - ・迅速かつ適切な治療を受けることが可能



12月補正の内容及びその効果

現状及び課題

〈現状〉

- 参加施設数の現状（令和元年10月末時点）
 - 参加同意事業者数 253施設
 - 接続完了事業者数 52施設

〈課題〉

- 診療所等の施設においては、「高知あんしんネット」のメリットを享受するよう周囲の連携している施設の加入状況を見ながら、様子見をしている施設が多い状況にある。
- 住民側においては、より多くの患者に登録してもらう必要があるが、システム稼働初期ということもあり「高知あんしんネット」の認知度が低い状況にある。

このため、

- ① 日頃から連携している事業所のグループ単位で、まずは「高知あんしんネット」を使ってもらうことで、多くのメリットを実感してもらう必要がある。
- ② 「高知あんしんネット」に対する普及啓発活動や加入事業者を通じた働きかけを促進する必要がある。

補正予算の概要

○地域医療情報ネットワーク構築事業費補助金（12月補正予算額：12,044千円）

補助先：一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会
補助率：定額

〈補正予算の内容〉

・参加事業者数増加のためのプロモーション

日頃から連携しているグループ単位で個々の施設へアプローチをかけていくとともに、併せて令和元年度中に「高知あんしんネット」への参加の同意が得られた診療所等に対して加入時に支払う費用を免除することで、加入時のハードルを低減し、連携グループ単位での加入を促進。

・登録患者数増加のためのプロモーション

県民に対してホームページの拡充やPV・カタログ作成、チラシ配布場所の拡充などを行い、システムを周知することで、登録患者の増加を促進。

これらの取組により「高知あんしんネット」の普及を図り、

- ・現時点での年度末参加事業者見込み379施設が519施設に増
- ・現時点での年度末登録患者数見込み3,780人が7,780人に増

高知版地域包括ケアシステムの構築を加速化

教育振興施設整備事業費交付金の概要

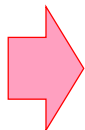
中山間地域の高等学校をめぐる状況

【現状】

- ・生徒数の減少
- ・地元中学校からの進学率が低い
- ・地域外からの進学者が限定的
- ・周辺地域に移住者の受け皿となる施設が不足している

【課題】

- 中山間地域の高等学校における教育の質の維持・向上
- 子育て世帯の移住促進に必要な受入体制の強化、教育環境の維持・充実



取組

○市町村が行う、県立高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化に資する施設整備等を支援

【教育振興施設整備事業費交付金】

1 対象事業

県立高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化に資する施設整備等

2 交付率

過疎債等を充当し、算出される交付税措置額を除いた市町村負担相当額の1/2以内

※ 令和元年6月 梶原町が行う施設整備について交付決定

嶺北高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取り組み

1 事業概要

嶺北高等学校と嶺北4町村は、「嶺北高等学校魅力化アクションプラン」を策定し、平成30年度から教育環境の充実や入学生の確保に向けた取組を開始している。同校を核とした地域の教育力向上及び活性化を図るため、地域が行う嶺北高生の受入機能や地域における起業サポート機能等に加えて、移住促進機能も備えた複合施設の整備への支援を行う。



2 事業実施主体等

- 事業実施主体 本山町（本山町の実質負担分の1/2を土佐町が負担）
- 事業費 217,180千円（県交付予定額53,848千円）

3 施設概要（計画）

2階建て 延床面積 約600㎡

①居室スペース

→学生向けの居室（30名程度）

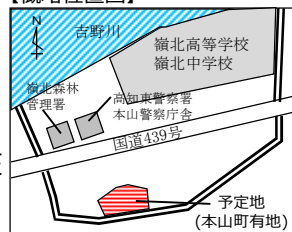
②シェアルームスペース

→移住者向けの一時・お試し滞在

③交流スペース

④研修・学習スペース など

【概略位置図】



複合施設の機能

1 生徒受入（居住）機能

- ・高校生の居住機能を有した施設とし、地域外からの入学生の受入を促進

2 移住促進機能

- ・移住検討者等の一時滞在やお試し滞在などに活用し、受入体制を充実

3 地域の新規事業、起業へのサポート機能

- ・地域特産品開発に活用できるキッチンや研修室、機器の貸出などの支援を実施
- ・新たな事業展開を希望する住民に対して、必要な知識・ノウハウ獲得を目指した研修会を実施

4 教育充実機能

- ・インターネットを介した国内外の講師とのディスカッションの場を設けるなど、学生の語学学習を促進
- ・起業経験のあるアドバイザーを招聘し、学生等に対する起業プログラム学習の実施



（整備のスケジュール）



○台風第18号（10/2～3）、第19号（10/11～12）により県内各地で被害が発生。特に第19号では、高波により防波堤が破壊される被害が続いた。



- **緊急を要する事業は、既存の予算により迅速に対応。**
- **不足する事業費について、12月補正予算に計上し、速やかに事業を実施。**

⇒台風被害対策関連予算 約19億円

1 台風第18号関連事業 10.0億円（うち12月補正予算額 1.5億円）

※一部事業費は、国の災害査定前の概算値

① 河川事業 5.7億円

- 被災した河川護岸の復旧
- ・宮の内川（土佐市）ほか23河川



【土佐市 宮の内川】

② 道路事業 1.0億円

- 被災した道路施設の復旧
- ・県道伊野仁淀線ほか3路線



【越知町 県道伊野仁淀線】

③ 海岸事業 2.2億円 （うち12月補正 1.3億円）

- 海浜に漂着した流木等の集積、運搬、処分
- ・須崎港海岸（須崎市）ほか16海岸



【須崎市 須崎港海岸】

④ その他事業 1.2億円 （うち12月補正 0.2億円）

- 被災した林道の復旧事業
- ・1カ所（津野町）
- ・1カ所（いの町）
- 山腹崩壊地の復旧
- ・1カ所（いの町）

など

2 台風第19号関連事業 24.1億円（うち12月補正予算額 17.2億円）

① 漁港事業 19.2億円（うち12月補正 17.0億円）

- 破損した護岸、倒壊した導流堤、流出した沖防波堤の消波工等の災害復旧
- ・三津漁港（室戸市）ほか6漁港
- 障害物が堆積した航路・泊地等の維持修繕
- ・宇佐漁港（土佐市）ほか12漁港
- 災害復旧のための測量・調査
- ・宇佐漁港（土佐市）ほか6漁港



【室戸市 三津漁港】



【土佐市 宇佐漁港】

② 海岸・港湾事業など 4.9億円（うち12月補正 0.2億円）

- 海岸保全施設の災害復旧（国土交通省分）
- ・奈半利港海岸（奈半利町）ほか2海岸
- 港湾施設の災害復旧
- ・佐喜浜港（室戸市）
- 海岸保全施設の災害復旧（農林水産省分）
- ・淀ノ磯海岸（室戸市）ほか1海岸



【室戸市 淀ノ磯海岸】

(1) 環境影響評価の実施について

- 今回整備する管理型最終処分場は、埋立面積を2ha程度と想定しているため、「①環境影響評価法又は高知県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価の対象施設(対象:15ha以上)には該当せず、「②廃棄物処理法」に基づく生活環境影響調査のみの実施が必要となる。
- 日高村のエコサイクルセンターについても、面積要件から①の対象施設には該当しないものの、②の項目に加えて、施設を整備することに伴う動植物や景観への影響、工事中の騒音、振動、粉じん等による周辺環境への影響を調査・評価する環境影響評価を実施している。
- このことから、今回の施設整備にあたっては施設の重要性に鑑みて、前回と同様、必要と考えられる項目を加えた環境影響評価を実施する。なお、調査・評価項目等については、地域住民の皆様以案をお示しさせていただき、ご意見も踏まえながら、決定する。

(ア) 調査・評価項目(案)

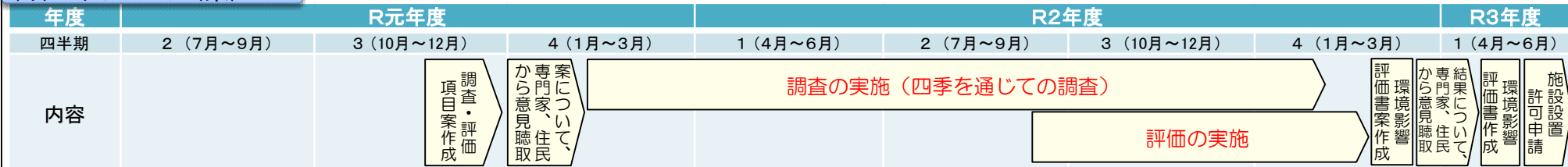
項目	大気質	水質	地下水	騒音	振動	悪臭	土壌	動植物	景観	放射線
施設の存在等による影響	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事の影響	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

◎: 必須項目(②に基づく生活環境影響調査項目) ○: 任意項目

◎は施設本体を整備する建設予定地だけでなく、施設への進入道路についても実施

◇任意項目は①に準拠し、エコサイクルセンター整備時に実施した項目に加えて、これまでの住民説明会等の場でお伺いした地域住民の皆様のご心配の声も踏まえて項目案を選定(地下水、放射線等)

(イ) スケジュール(案)



(2) 施設整備に向けた取組スケジュール



その他の主な事業

1 経済の活性化

クルーズ船寄港時の受入態勢の充実
【債務負担】 174,776千円

クルーズ船寄港時の高知新港岸壁や高知市中心市街地での乗船客等の受入態勢を充実させ、寄港時の満足度を高めるとともに、客船の更なる誘致と寄港の定着化につなげる。

<岸壁対応>

- (1) 客船受入等業務委託料 【債務負担】 141,748千円
委託内容：①客船寄港時の歓迎行事等の実施
②乗船客等の利便性向上のための
シャトルバスの運行 等
委託先：民間事業者
契約方法：随意契約（プロポーザル方式）

<市街地対応>

- (2) 客船受入等業務委託料 【債務負担】 33,028千円
委託内容：①臨時観光案内所の設置
②駐車場渋滞対策の実施等
委託先：民間事業者
契約方法：一般競争入札



(土木部 港湾振興課)
(観光振興部 おもてなし課)

2 文化芸術とスポーツの振興

NEW

「高知まんがBASE」の開設 1,216千円
【債務負担】 34,382千円

旧県立図書館施設の一部を活用し、新たにまんが文化に関する情報発信や人材育成、交流の場の拠点となる「高知まんがBASE」を開設する。

- (1) まんが王国・土佐情報発信等委託料 1,124千円
【債務負担】 34,382千円

委託内容：高知まんがBASEの管理運営等
委託先：民間事業者
契約方法：随意契約（プロポーザル方式）

【まんが甲子園公式キャラクター ペタ】



- (2) 事務費 92千円

(文化生活スポーツ部 まんが王国土佐推進課)

3 その他

拡

高知署新築工事の追加 46,541千円

地下埋設物等が出現したため、撤去や工法変更等の追加工事に伴う経費を増額する。

【高知署新築工事請負費（主体）】
既契約額： 3,972,240千円
契約変更額： 46,541千円
変更後契約額： 4,018,781千円



(公安委員会 装備施設課) 11

指定管理者による県有施設の管理運営委託

【債務負担行為】 24億96百万円

指定管理者による運営管理を行う県有施設について、令和2年度以降の指定管理候補者を選定のうえ、管理運営委託料を定める。

○県民体育館



○森林研修センター（情報交流館）



○室戸広域公園



○高知港係留施設等



○香北青少年の家



(単位：千円)

No.	施設名	指定管理候補者	選 定 方 法	指 定 期 間 (年度)	管理運営委託料【債務負担行為】			所管課
					総 額	財源内訳		
						(一般財源)	(他)	
1	交通安全こどもセンター	(一社)オフィスポリス	公募	R2~R6	40,297	40,297		県民生活・男女共同参画課
2	県民体育館	(公財)高知県スポーツ振興財団	公募	R2~R6	563,177	563,177		スポーツ課
3	武道館							
4	弓道場							
5	甫喜ヶ峰森林公園	(一社)高知県山林協会	公募	R2~R6	115,570	115,570		林業環境政策課
6	森林研修センター(情報交流館)	情報交流館ネットワーク	公募	R2~R6	80,491	80,491		林業環境政策課
7	室戸広域公園	(株)双葉造園	公募	R2~R6	84,038	84,038		公園下水道課
8	土佐西南大規模公園 (大方地区・佐賀地区)	(特非)N P O 砂浜美術館	公募	R2~R6	265,554	265,554		公園下水道課
9	土佐西南大規模公園(中村地区)	(公財)四万十市公園管理公社	公募	R2~R6	46,900	46,900		公園下水道課
10	高知港係留施設等	高知ファズ(株)	公募	R2~R6	799,725	482,880	316,845	港湾・海岸課
11	香北青少年の家	(株)香北ふるさとみらい	公募	R2~R6	207,833	197,394	10,439	生涯学習課
12	高知青少年の家	(特非)高知県青年会館	公募	R2~R6	292,099	266,189	25,910	生涯学習課
13	青少年体育館							
13施設			合 計		2,495,684	2,142,490	353,194	12